

記入例3: 製造業

企業再建計画書

●●年●●月●●日

ご署名またはゴム印（社判）を押印ください。
（ただし、日本公庫ダイレクトの専用会員の方が資料授受機
能で提出される場合は、入力で差支えありません。）

住 所 ●●県●●市●●区●●

商号又は屋 株式会社国民印刷
号

代 表 者 名 国民 次郎

1 現行の経営状況・問題点

- 昭和●●年創業の印刷業
- 官公庁を中心に受注を確保している。
- 官公庁の予算削減等により需要が減少している。
- 得意先の業務内製化により仲間仕事が減少している。
- 印刷用紙及びインク類の値上げにより材料費が上昇している。
- 役員の増加により、役員報酬が増加している。
- 社内生産性の低下により、残業時間が増加し、労務費が増加している。
- 財務面について、利益の悪化に伴い、自己資本額が徐々に減少し債務超過となった。

2 業績悪化の要因

- 6/1期は、官公庁向けの受注が減少したため減収、経費面については材料費の高騰及び役員報酬の増加を受けて売上減少にもかかわらず、原価や経費が下がらず、売上高総利益率が低下した。
- 7/1期は、官公庁向けの受注減少に加えて得意先の業務内製化による仲間仕事が減少したため、前期に比し減収、従業員のモチベーション低下から労務費が増加したため赤字となった。
- 財務面は、6/1期、7/1期の赤字を受けて債務超過となった。

3 事業再構築計画の具体的内容

- ホームページ作成支援など、印刷以外の新分野事業に参入する(9/1期)。
- 新規取引先を開拓する(8/1期、9/1期)。
- 外注管理強化により納期を短縮する(8/1期、9/1期)。
- 仕入先の見直し、相見積もり実施等によりコストを削減する(8/1期、9/1期)。
- 人事・労務制度の見直しによる従業員モチベーション向上策を実施する(8/1期、9/1期)。
- 短納期受注や他社との差別化対応のための大型設備投資を実施する(11/1期)。

4 前3を踏まえた今後の事業見通し

- 印刷以外の新分野事業への参入や新規取引先の開拓を行い売上回復を図ること、経費面については仕入先見直し等を実施することで9/1期の黒字転換を目指す。
- 短納期受注や他社との差別化対応のための大型設備投資実施し、更なる収益力向上を図ったうえで13/1期を目途に債務超過を解消する。

5 業績推移と今後の計画

(単位:千円)

	前期実績	今期見込	計画1期目	計画2期目	計画3期目	最終目標
	7年1月期	8年1月期	9年1月期	10年1月期	11年1月期	13年1月期
売上高	110,118	115,623	121,404	125,000	128,000	135,000
売上原価	85,672	89,607	93,724	96,500	98,816	104,220
うち減価償却費	140	130	120	110	100	100
売上高総利益	24,446	26,016	27,680	28,500	29,184	30,780
販売管理費	27,531	26,321	26,000	26,200	26,400	26,700
人件費	18,650	17,562	17,000	17,000	17,000	17,500
うち役員報酬	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
減価償却費	40	30	30	20	20	20
営業利益	-3,085	-305	1,680	2,300	2,784	4,080
営業外収益	20	15	15	15	15	15
営業外費用	892	820	800	780	760	710
経常利益	-3,957	-1,110	895	1,535	2,039	3,385
特別損益	0	0	0	0	0	0
法人税等	70	70	70	70	70	500
当期純利益	-4,027	-1,180	825	1,465	1,969	2,885

6 借入金の返済計画

(単位:千円)

借入先	前期実績	今期見込	計画1期目	計画2期目	計画3期目	最終目標	
	7年1月期	8年1月期	9年1月期	10年1月期	11年1月期	13年1月期	
既存借入金	日本公庫	18,500	36,500	34,200	32,000	31,000	26,000
	〇〇銀行	36,652	34,520	32,000	30,000	28,000	24,000
新規借入金	日本公庫	20,000	0	0	5,000	0	0
	〇〇銀行	5,000	0	10,000	0	5,000	0
合計	80,152	71,020	76,200	67,000	64,000	50,000	

7 その他【企業再建資金(企業再生貸付)の対象者要件】

 下記記載事項を確認し、理解しました。

本資金は、「合理的な理由なしに企業再建計画の実行を怠らないことおよび企業再建計画に記載された事項に背反しないこと」が対象者要件であることを確認します。ただし、適切な再生計画を策定し、取引金融機関の支援を受けて企業再生を図る方については、加えて、「融資後2年間、毎期税務申告書および決算書(勘定科目内訳明細書を含む。)(個人企業においては、確定申告書(青色申告決算書または白色申告の場合は収支内訳書を含む。))等の資料を公庫に提出し、業況等の報告を行い、また、調査に必要な便益を提供すること」が対象者要件であることを確認します。

(令和7年3月)